

○日本財団ヤングリーダー奨学金規程

2009年10月21日

規程第819号

(趣旨)

第1条 立命館アジア太平洋大学に、日本財団の篤志により、ヤングリーダー奨学基金を設置し、日本財団ヤングリーダー奨学金（以下「奨学金」という。英文名：Scholarship of the Ryoichi Sasakawa Young Leaders Fellowship Fund）を設け、この規程において必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この制度は、世界規模の諸問題が複雑化・多様化する現代社会において、国家・宗教・民族などのあらゆる差異を超え、文化や価値の多様性を尊重し、人類共通の利害のために貢献するリーダーの育成を目的とする。

(原資)

第3条 この奨学金の原資は、日本財団からの寄附金の運用益をもってあてる。

(運営委員会)

第3条の2 奨学金の管理および運営を行うために、立命館アジア太平洋大学ヤングリーダー奨学金運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

2 運営委員会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 寄付金の運用にもとづく収支の計画
- (2) 奨学金の募集および選考の方針ならびに 奨学金受給者の育成方針の策定
- (3) その他奨学金の運営に必要な事項

3 運営委員会の構成は次のとおりとし、委員長は第1号の者、副委員長は第2号の者とする。

- (1) 学長
- (2) 副学長（学生担当）
- (3) 副学長（教学担当）
- (4) 研究科長
- (5) 財務部長
- (6) 事務局長

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(選考委員会)

第4条 募集要項の作成、奨学金受給者の選考等を行うために、立命館アジア太平洋大学ヤングリーダー奨学金選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2 選考委員会の構成は次のとおりとし、委員長は第1号の者とする。

- (1) 副学長（教学担当）
- (2) 研究科長
- (3) 学生部長
- (4) その他、委員長の指名する者
（応募資格）

第5条 この奨学金の応募資格は、奨学金の支給開始の日に本大学の大学院に在学する者とする。その他応募資格に関わる事項については、運営委員会が決定し、各年度の募集要項で定める。

（重複受給）

第6条 奨学金は、学習奨励費、学習奨励費の給付金額を超える他の給付奨学金と重複して受給することはできない。

（受給人数、給付期間および給付額）

第7条 奨学金の給付人数、給付期間および給付額は、毎年度の寄付金の運用益の範囲内で運営委員会が決定する。

第8条 削除

第9条 削除

第10条 削除

（出願）

第10条の2 奨学金の受給を希望する者は、募集要項の定めに従い、出願の手続を行わなければならない。

（選考および決定）

第11条 運営委員会があらかじめ定めた大学院入試の入試判定委員会において、成績が優秀かつ本奨学金の目的に相応しい者を奨学金受給候補者として選考する。

2 奨学金受給者の決定は、選考委員会の議を経て、副学長（教学担当）が決定する。

第11条の2 削除

（支給の停止）

第12条 奨学金の受給者が、奨学金支給の決定を受けた後に休学したときは、休学の最初の日から復学する日までの期間、奨学金の支給を停止する。

2 前項において休学中に支給を停止された奨学金は、復学後において支給されない。

(取消し)

第13条 副学長(教学担当)は、奨学金の受給者が、奨学金支給の決定を受けた後に、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、選考委員会の議を経て、奨学金の支給を取り消すものとする。

(1) 学籍を失ったとき

(2) 立命館アジア太平洋大学学生懲戒規程による懲戒処分を受けたとき

(3) その他、奨学生として不適格であると認められるとき

(返還)

第14条 副学長(教学担当)は、奨学金の受給者が前条各号のいずれかに該当する場合は、返還を求める。

2 前項により返還を求められた者は、定められた期日までに所定の奨学金を返還しなければならない。

(実施細目)

第15条 奨学金に関するその他のこの規程にない実施細目は、運営委員会の議を経て、学長が定める。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、運営委員会および大学評議会の議を経て、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2009年10月21日から施行する。

附 則(2014年4月9日 奨学金の選考方法等見直しに伴う一部改正)

この規程は、2014年4月1日から施行し、2014年9月入学者から適用する。ただし、2014年9月21日に給付を受けている者については、従前の例による。

附 則(2021年5月19日 選考委員会の構成員、受給資格、選考方法等の変更に伴う一部改正)

この規程は、2021年5月19日から施行し、2021年4月1日から適用する。

附 則(2024年6月19日 選考委員会の構成員の変更、運営委員会の設置等に伴う一部改正)

この規程は、2024年6月19日から施行し、2024年4月1日から適用する。